

主な廃止・変更事項に関する

届出書の添付書類一覧表

<提出先>〒460-8508

名古屋市中区三の丸3-1-1 名古屋市役所
環境局事業部廃棄物指導課 産業廃棄物審査担当
Tel 052-972-2391 Fax 052-972-4132

産業廃棄物処理業 廃止・変更 届出書（様式第十一号）を**作成**のうえ、
以下の表中の変更内容に応じ、以下の書類をご添付下さい。

※積替保管場所の変更、処分業の用に供する処理施設（法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を除く）の変更については、事前に窓口にご相談ください。

【変更内容】	【添付書類】	
事業の全部廃止	・許可証（ 原本 ）	
事業の一部廃止	（添付書類不要）	
住所（所在地）	法人	・履歴事項全部証明書 ・新住所付近の地図（マーキングして下さい）
	個人	・本籍記載の住民票（外国人にあつては 国籍等記載 のもの、 個人番号（マイナンバー）は記載されていないこと ） ・新住所付近の地図（マーキングして下さい）
住居表示	・住居表示の変更が証明できる書類（通知書の写し等） または（法人） 履歴事項全部証明書 （個人） 本籍記載 の住民票 （ 個人番号（マイナンバー）は記載されていないこと ）	
氏名又は名称	法人	・定款（複写に原本と相違ない旨を記入し、原本証明をしてください） ・ 履歴事項全部証明書
	個人（本人）	・ 本籍記載 の住民票（外国人にあつては 国籍等記載 のもの、 個人番号（マイナンバー）は記載されていないこと ）
法人の組織変更	・定款（複写に原本と相違ない旨を記入し、原本証明をしてください） ・ 履歴事項全部証明書 ・役員の変更が伴う場合は下記「役員等」の欄の書類も添付して下さい （株式会社と有限会社の変更又は合名会社と合資会社の変更に限ります）	
代表者 役員等（注1） 株主等（注2） 法定代理人、 政令第6条の10で 定める使用人 （注3） →記入例有	・新旧対照表 ・ 代表者、役員等の場合：届出者の履歴事項全部証明書 ・新たな方の 本籍記載 の住民票（外国人にあつては 国籍等記載 のもの、 個人番号（マイナンバー）は記載されていないこと ）（注4）（★） 株主等が法人の場合 ：その株主等の履歴事項全部証明書（注4） ・誓約書（注4）（注5） （★）役員等の役職が変更の場合、その方の直近に提出されたものと 本籍及び住所に変更がない場合に限り 省略できます。	
事務所・駐車場等	・新住所付近の地図（マーキングして下さい）	

運搬車両 →記入例有	・運搬施設の一覧表（様式第六号の二第2面） ・新たな車両の自動車検査証記録事項（自動車検査証が電子化されていない車両については、自動車検査証の写し） ・新たな車両の写真（前・横）（様式第六号の二第6面） ・車両を借り受けた場合は、貸借契約書等、使用権原を有することを明らかにする書類（事業用車両の借受けは認めておりません）
運搬用船舶	・運搬施設の一覧表（様式第六号の二第2面） ・新たな船舶の写真（様式第六号の二第6面） ・新たな船舶の船舶国籍証書、船舶検査証書、積載量を証明する書類（載貨重量トン鑑定書等）、図面 ・内航定期傭船契約書等

- （注1）役員等とは業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、名称を問わず、法人に対して業務を執行する社員等と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含みます。
- （注2）株主等とは発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主、又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者のことです。
- （注3）代表者、役員等、株主等、法定代理人・政令第6条の10で定める使用人が同一人のまま氏名又は名称に変更が生じた場合は戸籍謄本等確認できるものを添付下さい。
- （注4）代表者、役員等、株主等、法定代理人・政令第6条の10で定める使用人で抹消する方のみの場合は不要です。
- （注5）令和元年12月14日から欠格要件が改正されました。具体的な内容については産業廃棄物処理の手引き等を参照し、内容を十分にご確認の上、ご誓約ください。

●添付書類に関する注意事項

- ・住民票等、各種証明書類は発行から3か月以内のものを添付して下さい。正本には原本を添付して下さい。控用の添付書類は写しで結構です。また、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の変更届出書を同時に提出される場合はいずれかに原本を添付していただければ、他方は省略できます。
- ・車両変更についての注意事項は「車両の変更届出書について」を、役員等についての注意事項は「役員等の変更届出書について」をご覧ください。

●変更届出書の提出について

変更届出書は正本・控の2部を提出して下さい。控は受付後、返却いたします。

なお、郵送の場合は、控の返送に必要な郵送料分の切手を貼付、郵送先を明記した返信用封筒を同封して下さい。返信用封筒は、届出書類の量を考慮して、必要に応じて角型2号封筒（A4版用紙が折らずに入る大きさのもの）を用いてください。